

青森県報

第四千三百四十五号

平成二十九年
九月四日
(月曜日)

目次

告 示

- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会計管理課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 証紙売りさばき人の住所の変更……………(同) ……一

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南地域) ……二
- 右 同……………(三 八地域) ……二
- 右 同……………(県 民 局) ……二
- 右 同……………(上 北地域) ……二
- 右 同……………(県 民 局) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三 八地域) ……三
- ……………(県 民 局) ……三

出先機関

告 示

青森県告示第六百二十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年七月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
弘前市大字松森町二の六
木村 光彦

青森県告示第六百二十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十八年十二月十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山二一の三
長谷川 元彦

青森県告示第六百二十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年八月二十三日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
三戸郡五戸町字新町二四の一
五戸町商工会

青森県告示第六百二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡おいらせ町松原二丁目一三二の三五

日本フードパッカー株式会社

二 変更内容

1 変更前

上北郡おいらせ町松原二丁目一三二の一

2 変更後

上北郡おいらせ町松原二丁目一三二の三五

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々木塗装店

二 氏名 佐々木博

三 主たる営業所の所在地 黒石市末広七六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一二二〇一号

五 取消年月日 平成二十九年八月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 石橋ガラス工業

二 氏名 石橋昇

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字妻ノ神二三の八

四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第三〇〇五二〇号

五 取消年月日 平成二十九年八月十日

六 取消しに係る建設業の許可

ガラス工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年七月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 シテイペイント
 - 二 氏名 岩館広幸
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町木崎一三三の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四) 第五〇〇三五四号
 - 五 取消年月日 平成二十九年八月十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 平成二十九年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中村美建
 - 二 代表者の氏名 中村孝
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字鉢森平八三の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四) 第一六二七四号
 - 五 取消年月日 平成二十九年八月十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 平成二十九年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、馬淵川土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月四日

三八地域県民局長 津 島 正 春

出 先 機 関

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭